

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、業務執行の迅速で果敢な意思決定を可能とする体制(攻めのガバナンス)と透明で公正な意思決定を担保する体制(守りのガバナンス)をバランスよく構築してまいります。

また、コーポレートガバナンス・コードを適切に運用することが、当社の望ましいコーポレートガバナンス体制の構築に資するとの基本方針に立ち、ステークホルダーとの対話等により経済的、社会的支持を得ながら、より良いコーポレートガバナンス体制をたえず追求してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

当社は、現在議決権電子行使プラットフォームの利用、および招集通知の英訳は行っておりません。今後、株主構成および議決権の行使状況の分析により必要性を認めたときは合理的な範囲で導入いたします。

【補充原則1-2-5】

当社は、株主総会における議決権行使について、株主名簿上に記載または記録されている者が議決権を有するとの基本的考え方のもと、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主に株主としての出席、議決権の行使および質問は認めない方針としております。法的な観点および実務上の取扱いについて、信託銀行等と継続して検討してまいります。

【原則4-8】

当社は、現在独立社外取締役を1名選任しておりますが、今後は複数名を選任することを基本方針として人材を確保してまいります。

【補充原則4-11-3】

当社は現在、取締役会の実効性についての分析・評価およびその結果の概要の開示は行っておりません。今後は経営諮問委員会が各取締役の自己評価のためアンケートによる確認を行い、内容に意見を付して取締役会に勧告することとしており、取締役会は、透明で公正な勧告を受けて取締役会全体の実効性について分析を行ってまいります。なお、結果の概要についての開示方法については、引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をふまえ、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し当社ホームページ上に掲載しております。(「コーポレートガバナンス基本方針」 <http://www.maezawa-k.co.jp/files/corpgave.pdf>)

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づき開示すべきとされる事項につきましては、当該基本方針内の以下の項目をご参照ください。

【原則1-4】

・(政策保有株式)第27条、第27条2項

【原則1-7】

・(関連当事者取引)第20条

【原則3-1】

(1) (経営理念、社是および行動規範)第4条、(経営計画)第21条

(2) (コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)第3条

(3) (コーポレートガバナンス体制の全体像)第5条2項、(役員の報酬)第15条

(4) (コーポレートガバナンス体制の全体像)第5条2項、(役員の選解任)第14条

(5) (役員の選解任)第14条

【補充原則4-11-1】

・(取締役会)第8条2項、第8条3項

【原則4-8】

・(取締役会)第8条4項

【原則4-9】

・(社外役員の要件)第12条

【補充原則4-11-1】

・(取締役会と監査役会の構成)第11条、(社外役員の要件)第12条

【補充原則4-11-2】

・(役員の兼職)第16条

【補充原則4－11－3】
・(取締役会評価)第17条

【補充原則4－14－2】
・(トレーニング体制)第19条

【原則5－1】
・(対話促進体制)第23条

2. 資本構成

外国人株式保有比率 20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	2,053,120	13.05
前澤工業株式会社	879,180	5.59
前澤給装工業株式会社	842,400	5.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	366,100	2.33
前澤化成工業従業員持株会	363,050	2.31
公益財団法人前澤育英財団	360,000	2.29
株式会社りそな銀行	291,200	1.85
株式会社みずほ銀行	250,000	1.59
太陽生命保険株式会社	216,800	1.38
三井物産株式会社	216,000	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 化学

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社におきましては、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 7 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大屋 隆司	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大屋 隆司	○	——	公認会計士としての豊富な経験を有し、会計の実務家としての視点から、就任以降の当社の取締役会の全てに出席して積極的に発言をしており、経営の重要事項の決定や業務執行状況の監督など適切な役割を果たし、当社の公正かつ合理的な経営判断ならびに経営の透明性および健全性の確保に貢献しているとの判断から選任いたしました。 また、当社と本人との間に、人的関係、資本関係、取引関係はなく、一般株主と利益の相反しない独立役員として指定いたしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室、監査役及び会計監査人の三者は、相互に情報交換や意見交換を行って連携を密にし、監査の実効性と効率性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
齋藤 めぐる	弁護士													
近藤 純一	他の会社の出身者													
佐竹 正幸	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤 めぐる	○	——	弁護士としての豊富な経験を有し、法律の専門家としての視点から、当社の取締役会の全てに出席して積極的に発言をしていることで、監査業務を通じて当社の公正かつ合理的な経営判断ならびに透明性および健全性の確保に貢献しており、コーポレートガバナンス体制の強化のため選任いたしております。 また、当社と本人との間に、人的関係、資本関係、取引関係はなく、一般株主と利益の相反しない独立役員として指定いたしております。
			株式会社国際協力銀行の経営陣として培われた幅広い知識と豊富な経験を有し、当社の取締役会の全てに出席して積極的に発言をしていることで、監査業務を通じて当社の公正かつ合理的な経営判断ならびに透明性および健全性の確保に貢献しており、コーポレートガバ

近藤 純一	○	——	ナンス体制の強化のため選任いたしました。 同氏は、一般財団法人海外投融資情報財団理事長および一般財団法人エンジニアリング協会監事を兼務いたしておりますが、当社との間にいずれも利害関係はありません。 また、当社と本人との間に、人的関係、資本関係、取引関係はなく、一般株主と利益の相反しない独立役員として指定いたしております。
佐竹 正幸	○	——	公認会計士および税理士としての豊富な経験を有し、会計および税務の専門家としての視点から、当社の取締役会の全てに出席して積極的に発言をしていることで、監査業務を通じて当社の公正かつ合理的な経営判断ならびに透明性および健全性の確保に貢献しており、コーポレートガバナンス体制の強化のため選任いたしております。 同氏は、みずほ信託銀行株式会社取締役、ピー・シー・エー株式会社監査役、公益財団法人商事法務研究会監事を兼務いたしており、公益財団法人商事法務研究会と当社との間では書籍の定期購読の取引がありますが、その取引金額は、当期において1百万円未満と僅少であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。 また、当社と本人との間に、人的関係、資本関係、取引関係はなく、一般株主と利益の相反しない独立役員として指定いたしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員を選任するための条件として東京証券取引所の定める独立性基準を満たしていることとし、独立役員の資格を充たす社外役員は全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、役員の報酬として、株主総会で決議された枠内で基本報酬および単年度業績に連動した変動報酬(賞与)を支払うとともに、中長期的な業績と連動する報酬として、役員持株会を通じて一定の株式を継続して購入しております。

また、中長期業績に連動した変動報酬(賞与)またはストックオプション等、当社の中長期的な成長に向けた健全なインセンティブとなる仕組みについても継続して検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役および監査役に対する報酬等		報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員の員数(人)
役員区分	報酬等の総額(百万円)	基本報酬	賞与	
取締役(社外取締役を除く)	133	92	40	8
監査役(社外監査役を除く)	10	10	—	1

社外役員

10

10

—

4

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度は、2004年6月24日開催の第50回定時株主総会において年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議しております。また、監査役の報酬限度は、2004年6月24日開催の第50回定時株主総会において年額500万円以内と決議しております。また、報酬の決定は、取締役は取締役会決議により、監査役は監査役の協議により決定しております。

役員の報酬は、株主総会で決議された枠内で基本報酬および単年度業績に連動した変動報酬(賞与)を支払っております。ただし、社外役員への報酬は、経営監督機能の実効性の観点から、基本報酬のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役を補佐する専任スタッフはおりませんが、社外取締役、社外監査役からその職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合、その職務を補助すべき使用人を新たに設置いたします。

内部統制部門である総務部・経理部などは、社外取締役、社外監査役に対し、取締役会を通じて報告書や情報を提供しており、また、当社グループの役職員は、社外取締役、社外監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査役会設置会社であり、取締役7名(うち社外取締役1名)と監査役4名(うち社外監査役3名)で取締役会を構成し、原則として毎月1回定時に開催し、経営および監督を行っております。

また、取締役会の経営監督機能の発揮を促し、業務執行を効率的に行うために執行役員制度を導入しており、毎月1回開催の定時経営会議においては、執行役員が出席し、法令の許す範囲で業務執行の決定を行っております。

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役(社外監査役)3名の計4名で構成され、原則として毎月1回定時に開催しております。監査役会におきましては、監査に関する重要事項について報告を受け、協議または決議を行っております。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しております。また、内部統制システムについて、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めています。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、江島 智氏、吉田亮一氏の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。その補助者は公認会計士8名、その他15名からなります。このような体制で会社法および金融商品取引法の規定に基づいた適時、適正な監査を受けております。

また、当社は、全ての社外取締役および社外監査役をもって構成される経営諮問委員会を設置しております。経営諮問委員会は、社外取締役を議長として少なくとも四半期ごとに定期的に開催し、取締役会決議事項のうち、特に重要と認められる事項について取締役会から諮問を受け、勧告する権限を有しております。経営諮問委員会には事務局を設置し、経営陣との連絡および調整、監査役および監査役会との連携を随時可能としております。

なお、当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、企業統治の体制は、有効かつ適切に機能していると考えておりますが、公正かつ合理的な経営判断ならびに経営の透明性および健全性の確保のため、社外役員による有用で専門的な意見を経営に反映する体制をさらに進めるなど、一層の機能強化を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	第61回定時株主総会の招集通知は、法定期日の3営業日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避するとともに、株主総会の早期化に努めております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2015年3月期におきましては、中間および期末決算説明会を1回ずつ合計2回開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.maezawa-k.co.jp/)の「IR情報」において、四半期ごとの決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、T Dnetでの開示と同様の情報を掲載いたしております。また、株主向け冊子「ビジネスレポート」を年2回掲載いたしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営企画室 IR連絡担当者:経営企画室長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範において具体的な行動基準を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、人々の生活に欠かすことのできない水、安心安全な水を届けることを念頭に、水事業を軸とした事業活動を通じ、住環境の改善に取り組んでおります。また、エコ、省エネに配慮した快適な住環境を提供すべく、ISO14001等を通じ、環境活動に積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適時適切な情報開示は経営の重要課題であるとの認識のもと、情報開示規程により、法令および証券取引所規則に基づく財務的、社会的に重要な情報はもちろん、ステークホルダーとの対話、理解の促進に役立つ非財務情報についても、ホームページ等を通じて、わかりやすく開示するよう努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下の通り内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、整備、運用を図っております。

内部統制システムは、効率的で適法な企業体制を作ることとして、内部統制担当取締役を委員長とする内部統制委員会により、内部統制上の諸問題に対応するものであります。

- (1) 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ア 当社グループは、行動規範およびコンプライアンス規程を定め、グループコンプライアンス・ハンドブックを作成し、法令遵守および社会倫理の遵守を周知徹底する。
 - イ 当社グループは、コンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
 - ウ 当社の内部統制委員会は、当社グループのコンプライアンスについて次の任務を行う。
 - a 役職員に対する法令遵守意識の普及、指導および教育
 - b 法令違反行為の通報の受付と事実関係の調査
 - c 法令違反行為の中止勧告と原因の究明
 - d 法令違反行為の再発防止策の検討、提言
 - エ 当社グループの役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに内部統制委員会に報告する体制を構築する。
 - オ 当社グループの役職員が当社企業倫理担当者、監査役または外部の弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを整備する。
 - カ 業務活動の適正性を監査する目的で、社長直轄の内部監査部門を設置し、当社グループに対する監査を行う。
 - キ 子会社の管轄部門、子会社管理に関する責任と権限、管理の方法等を社内規程等により定める。
 - ク 子会社経営の推進を図り、適正な業務遂行を確認するため、子会社の取締役のうちの1名以上は当社の取締役、執行役員または使用人が兼務する。
 - ケ 監査役は、子会社の監査役と定期的な会合を持ち、連携を図るものとする。
 - コ 財務報告を統括する部門は、子会社の財務情報の適正性を確保するための指導・教育を推進する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア 職務の執行に係る文書その他の情報(以下「職務執行情報」という。)を、適切に保存および管理し、必要に応じてその体制の検証等を行う。
 - イ 取締役および監査役は、文書化または電磁的媒体化した職務執行情報を常時閲覧できる。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア 当社グループのリスク管理規程により、リスク分類ごとに責任部署を定め、内部統制委員会がグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。新たに発生が想定されるリスクについては、内部統制委員会で審議し速やかに対処する。
 - イ 当社グループの役職員は、リスクに関する情報を入手したときは、情報の内容およびリスクの根拠を正確かつ迅速に、内部統制委員会に報告する。
 - ウ 当社の内部統制委員会は、責任部署のリスク管理への取組みに関し、指導・教育するとともに、リスク管理に関し問題があると認めた場合には、責任部署に対し、改善策の策定を指示するとともに、策定された改善策を審議し、適切な管理方法を決定し、取締役会に報告する。
 - エ 当社は、不測の事態や危機の発生時に事業の継続を図るため、コンティンジェンシー・プランである「事業継続計画(BCP)」を策定し、当社の役職員に周知する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全ての重点経営目標を定める。
 - イ 当社グループの定性的、定量的目標を、年間計画として設定し、これに基づく業績管理を行い、業務効率の最大化にあたっては、客観的で合理性のある経営管理指標等を用い、統一的な進捗管理・評価を行う。
 - ウ 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する規程等を定め、子会社には、これに準拠した体制を構築させる。
- (5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
 - ア 当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報については、当社への定期的な報告を受ける。
 - イ 子会社に重要な事象が発生した場合には、子会社取締役を兼務する当社取締役が、当社取締役会に報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - ア 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は、監査役の職務を補助する監査役スタッフ等、監査役の職務を補助すべき使用人を新たに置く。
 - イ 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、評価、懲戒処分等については、監査役会の同意を必要とする。
 - ウ 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (7) 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制および当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - ア 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - イ 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、当社の監査役に対して報告を行う。
 - ウ 当社監査役が出席する定期的な内部統制委員会において、当社グループにおけるコンプライアンス、リスク管理および内部通報状況等の現状を報告する。
- (8) (7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ア 当社グループは、当社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
 - イ 当社グループのホットライン運用規程、懲戒規程および人事考課規程において、当該通報をしたことを理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係

る方針に関する事項

- ア 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、総務部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明できた場合を除き、当該費用または債務を処理することを拒むことができない。
 - イ 監査役会が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を監査役のために設置することを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと証明できた場合を除き、その費用を負担することを拒むことができない。
 - ウ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等の支払いに充てるため、毎年一定額の予算を設ける。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア 取締役は、監査役が社内で行われる重要な会議への出席が可能となるよう配慮し、議事録を提出するなど、監査役の職務執行に必要な協力を行う。
 - イ 取締役および監査役は、定期・不定期を問わず、当社グループが対処すべき課題、コンプライアンスおよびリスク管理への取り組み状況その他の経営上の課題、監査上の重要課題、監査環境の整備等についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図る。
 - ウ 内部監査室、監査役および会計監査人の三者は、相互に情報交換や意見交換を行って連携を密にし、監査の実効性と効率性を高める。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、「財務報告に係る内部統制の構築及び評価に関する基本方針」に従い、内部統制システムの整備および運営を行うとともに、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(2007年6月19日付犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)などにより、当社グループは、コンプライアンス規程において反社会的勢力との関係遮断を定めており、不当要求防止責任者を選定し、顧問弁護士、所轄警察等と連携して情報の共有化を図っている。

また、反社会的勢力排除に関する覚書の締結を進めるなど、反社会的勢力の排除に努める。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示の概要について

1. 会社情報の開示基準

当社グループは、「情報開示規程」を制定し、金融商品取引法等関係諸法令、株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」という)等の法令遵守はもとより、高い倫理観をもって企業活動を行うとともに経営の透明性確保のため、投資者の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーへ、重要な会社情報を迅速、正確かつ公平に提供するよう努めております。

2. 会社情報の開示方法

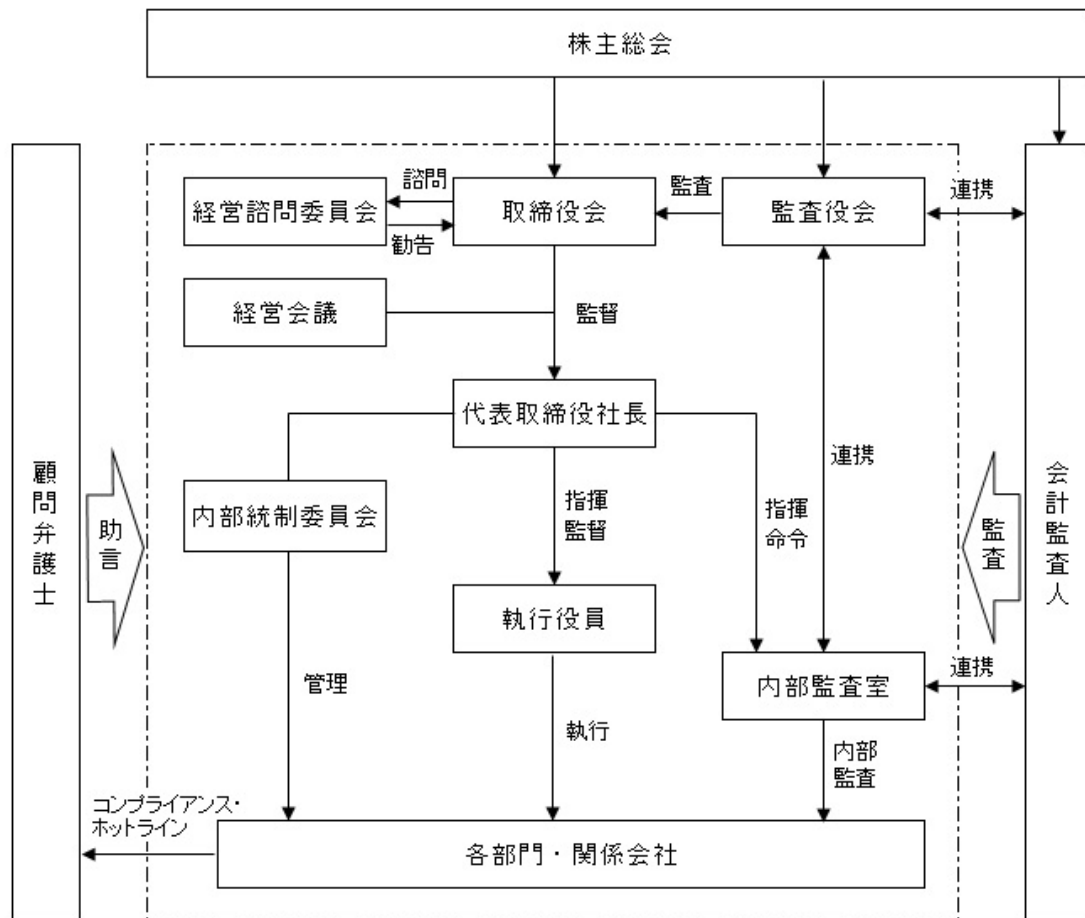
適時開示規則上開示が求められる会社情報の、「決定事実に関する情報」については取締役会決議等の会社の業務執行を実質的に決定する機関による決議・決定が行われた時点で、「発生事実に関する情報」についてはその発生を認識した時点において、速やかに開示が行えるよう社内体制を整備し、株式会社東京証券取引所の「適時開示情報伝達システム」(TDnet) による開示を行っております。

また、適時開示規則で定めていない会社情報についても、同伝達システムならびに適切な方法により、可能な限り正確かつ公平に提供するよう努めております。

3. 沈黙期間

当社グループは決算情報の漏洩防止と公平性確保のため、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間として決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしております。ただし、この沈黙期間中に業績予想を大きく乖離する見込みが発生した場合には、適時開示規則に基づいて速やかに開示いたします。

コーポレート・ガバナンス体系図



適時開示体制概要

